

# ランニング学会公認ランニングクラブ

## 新規クラブ追加について

### 1. ランニング学会公認ランニングクラブについて

- ①ランニング学会の理念を共有するクラブを「公認クラブ」として公認いたします
- ②過去3年間の活動実績を踏まえ、ランニング学会クラブ運営部会(以下クラブ部会)が公認について審査いたします
- ③クラブ部会が、基準や具体的な方針等を示します。

### 2. ランニングクラブ公認の条件

- ①過去3年間の活動実績報告書(所定の様式)
- ②ランニング学会理事もしくは上級ランニング指導者、特別上級ランニング指導者の推薦が必要
- ③クラブ代表
  - A 指導員ポイント20ポイント以上(3年間)、
  - B ランニング学会大会への2回以上参加(3年間)、
  - C 学会大会における研究発表を1回以上(3年間)いずれかの条件を満たすこと"

### 3. ランニング学会が求めるクラブの基本条件は以下の通りです。

- ①自己管理のできるランナー、モラルの高いランナーの育成を目標としてください。
- ②ランニング科学に基づき、ランニング場面に限らず、生活全般を指導・サポートしてください。
- ③ランナーとしてのマナー、身体のケア、障害予防、生活全般を指導してください。

### 4. ランニング学会公認のメリット

- ①学術団体であるランニング学会が公認する、安全で効果的な指導を行うランニングクラブとして、他のランニングクラブと差別化を行うことができます。
- ②「ランニング学会」の名称により、大学等公的施設等を利用する際に許可が得られ易くなります。
- ③ランニング学会の研究者、指導者等に講師依頼、指導協力依頼をすることができます。  
(クラブ部会にご相談ください。講師料は各クラブでご負担いただくことになります。)"
- ④主任指導者は、認定指導員の更新ポイントが1年で2ポイント取得できます。また、会員数の多いクラブで、主任指導者に準ずる指導を行う指導員には、クラブ代表が申請し、指導員養成部会が認めた場合、更新ポイントが与えられます。
- ⑤各クラブの基本情報は、ランニング学会のHPに掲載されますので周知や新規会員募集に便利です。また、ランニング学会のHPから、各クラブのHPにリンクできるようにします。(各クラブのHPがない場合は、連絡先を明記してください。)
- ⑥各クラブの会員は、ランニング学会大会の他、ランニング学会の主催する講習会等にランニング学会員と同様にご参加いただけます。
- ⑦クラブ代表や指導スタッフが、本学会の趣旨に関わる研究を行う場合、他のクラブの会員にも協力を求めることができます。

### 5. ランニングクラブ運営委員会の求める条件

#### ランニング学研究の推進と研究への協力

- ①ランニング学会の研究者が、研究対象として、測定や調査をお願いする場合、積極的にご協力いただき、ランニング学の発展に貢献してください。
- ②クラブにおいて興味あるデータが得られたら学会大会に発表したり、学会での発表内容を指導現場に活用したりすることで、研究と実践の橋渡しという重要な役割を担ってください。

## 6. ランニング科学に基づいた指導

ランニング科学に基づいた指導を基本とし、安全で効果的な運営を心がけ、マナーにも気を配ってください

## 7. 指導体制について

①指導スタッフは、認定指導員・ランニング学会員で構成してください。ただし、認定指導員・ランニング学会員以外の人を一部指導スタッフに加えることは可能です。

②講習・練習会には、認定指導員・ランニング学会員を中心に、会員数に見合う数の指導スタッフ\*）が、各回の講習・練習会に出席できるようにしてください。

\*安全を確保し、効率的な指導を行うためのスタッフ数の基準は、練習会参加者 8 - 10 名に対して 1 名のスタッフ程度とします。

## 8. クラブの運営体制について

①各クラブには、運営に責任を持つクラブ代表を置いてください。

②クラブ代表は、クラブ活動の全てに責任を負えるようにしてください。

③クラブ代表は、ランニング学会認定指導員（上級・最上級指導者を含む）の資格が必要です。

## 9. クラブの運営について

①各クラブは、独自の受付窓口を設け、会員募集や応募した会員への対応を行ってください。

②各クラブでの問題（クレーム対応など）は、原則として各クラブの内部で処理して下さい。

③活動が、スポーツ保険等で、補償できるようにしてください。（原則として、スポーツ安全保険に加入）。

④必要があれば、ランニング学会の顧問弁護士を紹介することは可能です。（その場合、経費はクラブで負担していただくことになります。）

## 10. クラブの運営経費について

①運営に係る経費は、各クラブでご負担ください。

②会費は、各クラブで社会的な通念にもとづいて適切な会費を設定してください。

③指導スタッフには、原則として謝金を支払うこととし、クラブ活動開始時には、各クラブと当該指導者で謝金等について合意を得てください。

④各クラブには会計担当を置き、適切な会計処理を行ってください。

他のクラブとの連携

①交流駅伝や記録会などのイベントや特別な講習・練習会を実施する際は、他のクラブからの参加を可能としてください。

②各クラブの会員は、他のクラブが主催するイベント等に、当該クラブの許可を得て参加することができます。

③上記の講習・練習会の内容により、担当した指導スタッフには、指導員養成部会が認める指導員更新のポイントが付与されることがあります。

## 11. 登録

①各クラブは公認が認められた場合、クラブ部会に登録用紙を提出してください。クラブ部会が内容を確認し、登録が受理されて、公認クラブとなります。

②総称は「ランニング学会公認ランニングクラブ」とし、各クラブの名称には、原則として「ランニング学会公認」をつけてください。

③クラブの運営に大きな問題があり、クラブ部会が認めた場合、公認を取り消すこともあります。

## 12. 各クラブとランニング学会

ランニング学会の活動に支えられたクラブであることをご理解いただき、クラブ自体が賛助会員となっていただくことをお願いいたします。賛助会費は、1口3万円ですが、クラブ員に応じて0.1口、0.5口などの取り扱いも可能です。賛助会費に関しまして、納入は義務ではなく任意ですが、詳細は普及委員会クラブ運営部長 得居雅人（九州共立大学）[tokui@kyukyo-u.ac.jp](mailto:tokui@kyukyo-u.ac.jp)にご確認ください。